

平成25年9月18日

既設一部先行工事配管を使用した二次側申請時の注意事項

和歌山市指定給水装置工事事業者様

給水課長

平素は和歌山市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、お客様の利便性を向上するため、一部先行工事を運用しているところですが、穿孔工事を行い年数が経過すると穿孔した穴がさび等で塞がってしまうことがあり、再穿孔が必要となることがあります。

既設一部先行工事配管を使用した二次側申請時の注意事項として、二次側工事申請書提出前に必ず出水不良となっていないかを確認してから見積り及び申請を行うようお願いいたします。出水不良となっている場合には、給水装置工事申込者様と協議し対処をお願いいたします。

また、出水不良であるということを知りながらメーターを設置することは、絶対にやめてください。このような事があると、完成検査合格後までメーターを貸与できなくなりますので注意してください。